

(その1)

令和06 年分
開催分)

(ふ り が な) こくみんみんしゅとうひょうごけんだいさんくそうしぶ

1 政治団体の名称 国民民主党兵庫県第3区総支部

2 主たる事務所の所在地

(アパート・マンション名) 神戸市垂水区川原2-1-16 谷本ビル202号

3 代表者の氏名 (姓) (名)
向山 好一

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
川内 清尚

事務担当者の氏名

(姓) (名)

吉田 一恵

(電話) 078-755-5063

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政党の支部 | 規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) (現職) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名) |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者(姓) (名) |
| の氏名 向山 好一 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |
| 公職の候補者(姓) (名) |
| の氏名(2人目) |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |
| 公職の候補者(姓) (名) |
| の氏名(3人目) |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	8,400,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	8,400,000
支 出 総 額	8,312,308
翌年への繰越額	87,692

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	国民民主党本部	300,000	R6/4/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
2	国民民主党本部	300,000	R6/5/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
3	国民民主党本部	300,000	R6/6/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
4	国民民主党本部	500,000	R6/7/12	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
5	国民民主党本部	500,000	R6/8/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
6	国民民主党本部	500,000	R6/9/13	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
7	国民民主党本部	2,500,000	R6/10/4	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
8	国民民主党兵庫県総支部連合会	2,000,000	R6/10/15	兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-2セントラルビル3F	
9	国民民主党本部	1,500,000	R6/12/6	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計		8,400,000	／		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,378,400	✓	
(2) 光 熱 水 費	58,778	✓	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	391,244	✓	
(4) 事 務 所 費	1,457,273	✓	
小 計	4,285,695	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	443,546	△	
(2) 選 挙 関 係 費	2,000,000	✓	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,583,067	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	1,216,930	✓	
イ 宣 伝 事 業 費	353,587	✓	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他 の 事 業 費	12,550	✓	
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	4,026,613	0	
合 計	8,312,308		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電気料金	12,062	R6/9/3	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
2	電気料金	11,896	R6/10/1	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
3	電気料金	14,432	R6/11/3	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		20,388				
合 計		58,778				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	物品購入	10,607	R6/12/1	ACE OUTLET神戸三田	神戸市北区上津台7-3	
2	物品購入	14,300	R6/12/1	BROOKS BROTHERS	神戸市北区上津台7-3	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		366,337				
合 計		391,244				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	駐車場賃料及び手数料	32,800	R6/3/28	(有)メゾンド多聞	神戸市垂水区本多聞1-13-7-105	
2	コピー機搬入費	22,000	R6/4/4	ジェイネット(株)	神戸市北区山田町藍那字太々谷6-21	
3	事務所什器備品搬入費	66,000	R6/4/25	NPO法人 神戸西助け 合いネットワーク	神戸市須磨区西落合2-1-6	
4	事務所賃料	70,000	R6/5/2	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
5	駐車場代	24,000	R6/6/1	(有)メゾンド多聞	神戸市垂水区本多聞1-13-7-105	
6	事務所賃料	70,000	R6/6/4	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
7	事務所賃料	70,000	R6/7/3	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
8	事務所車両タイヤ交換	25,000	R6/7/12	共進タイヤ工業所	西宮市浜脇通6-21	
9	事務所賃料	70,000	R6/8/2	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
10	駐車場代	24,000	R6/8/31	(有)メゾンド多聞	神戸市垂水区本多聞1-13-7-105	
11	事務所賃料	70,000	R6/9/3	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
12	事務所賃料	40,000	R6/9/5	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
13	駐車場代	13,500	R6/9/14	盛木泰生	神戸市北区山田町下谷上字皆森10	
14	郵便代	42,000	R6/9/25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
15	駐車場代	40,300	R6/9/26	加藤商事(株)	神戸市垂水区日向1-4-1-108	
16	事務所賃料	80,000	R6/10/1	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
17	事務所賃料	70,000	R6/10/1	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
18	事務所賃料	46,460	R6/10/1	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19	事務所賃料	150,000	R6/11/3	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
20	複合機レンタル料	36,586	R6/11/27	ジェイネット(株)	神戸市北区山田町藍那字太々谷6-21	
21	駐車場代	13,000	R6/12/2	高田敏博	神戸市垂水区平磯3丁目5-15	
22	事務所賃料	75,014	R6/12/5	谷本静夫	神戸市垂水区川原2-1-16谷本ビル203号	
23	事務所車両タイヤ交換	88,240	R6/12/25	オートバックス兵庫中之島	神戸市須磨区弥栄台2-1-3	
24	複合機レンタル料	39,994	R6/12/27	ジェイネット(株)	神戸市北区山田町藍那字太々谷6-21	
25						
26						
27						
28						
29						
30						
その他の支出		178,379				
合 計		1,457,273				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	会議費	12,000	6/8/16	舞子ビラ神戸	神戸市垂水区東舞子町18-11	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		88,739				
合 計		100,739				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会合費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	会合費	24,244	R6/12/5	木曾路	神戸市兵庫区上沢通2-2-6	
2	会合費	10,010	R6/12/10	韓国料理チョンソル	東京都港区赤坂2-13-8	
3	会合費	19,100	R6/12/15	BRAZIL	神戸市垂水区神田町4-19	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		3,900				
合 計		57,254				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
そ の 他 の 支 出		214, 878				
合 計		214, 878				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		58,330				
合 計		58,330				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		12,345				
合 計		12,345				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
					公認推薦料	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	公認料	2,000,000	R6/10/9	向山好一	神戸市北区桂木2-20-22	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出						
合 計		2,000,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	制作費・印刷費	
					支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	チラシデザイン費	77,000	R6/5/2	(株)フロンティア・シンプル	兵庫県三田市天神2-11-11	
2	印刷費	34,550	R6/5/20	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
3	印刷費	53,530	R6/5/31	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
4	印刷費	53,530	R6/6/22	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
5	印刷費	53,530	R6/7/17	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
6	印刷費	53,530	R6/7/27	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
7	印刷費	53,530	R6/8/7	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
8	印刷費	13,640	R6/8/7	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
9	印刷費	61,370	R6/8/30	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
10	印刷費	13,230	R6/9/25	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
11	印刷費	84,700	R6/11/26	(株)JBF	福岡市東区松島5-26-15	
12	看板作成費	94,600	R6/12/16	(株)ミックプリント	神戸市中央区琴ノ町1丁目2-234	
13	チラシデザイン費	168,300	R6/12/17	THAT 'S 26	加古川市加古川町寺家町65-1 グローバル加古川904	
14						
15						
	その他の支出	68,800				
	合 計	883,840				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					発送費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	発送費	21,770	R6/9/10	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	発送費	13,720	R6/9/10	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	発送費	62,000	R6/9/27	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	発送費	227,788	R6/10/30	㈱神戸新聞総合折込	神戸市西区室谷1-2-6	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		7,812				
合 計		333,090				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ポスター印刷費	92,400	R6/4/15	(株)ｼﾞｬｰﾋﾞｰｴﾌ	福岡市東区松島5-26-15	
2	ポスター印刷費	92,400	R6/7/8	(株)ｼﾞｬｰﾋﾞｰｴﾌ	福岡市東区松島5-26-15	
3	撮影費	25,110	R6/9/25	(有)摂津写真工芸社	神戸市東灘区岡本1-11-25	
4	ポスター印刷費	84,700	R6/9/26	(株)ｼﾞｬｰﾋﾞｰｴﾌ	福岡市東区松島5-26-15	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		58,977				
合 計		353,587				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					セミナー等の開催日	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	政策を語る会	12,550	R6/9/30	垂区文化センター	神戸市垂水区日向1-5-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		12,550				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 2月28日

政治団体の名称

国民民主党兵庫県第3区総支部

会計責任者の氏名

川内

清尚



(印)

代表者の氏名

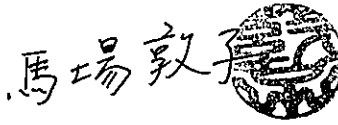
（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

令和7年 2月27日

国民民主党兵庫県第3区総支部
代表 向山 好一 殿

登録政治資金監査人 馬場敦子
登録番号 第2285号
研修終了年月日 平成21年7月7日



1. 監査の概要

- (1) 私は政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国民民主党兵庫県第3区総支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国民民主党兵庫県第3区総支部の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、作業スペースの不足等、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録監査人馬場敦子が判断したため、当該監査人の事務所（所在地：神戸市東灘区魚崎南町3-6-37）において行うことが適当と判断し、当該監査人事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

国民民主党兵庫県第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党兵庫県第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上